



ジャパンリンクセンター 入会の手引き

2023年6月 [改訂]

ジャパンリンクセンター事務局

(国立研究開発法人 科学技術振興機構 情報基盤事業部)

目次

はじめに

1. JaLC へご参加いただくための要件等.....	1
1.1. 会員制度について.....	1
1.1.1 正会員.....	1
1.1.2 準会員.....	2
1.2. 会費.....	3
1.3. 会員の一般的義務.....	3
1.4. 禁止事項.....	4
1.5. JaLC に登録されたメタデータの取り扱いについて.....	4
1.6. JaLC メタデータの利用について.....	4
2.1. 参加ご希望のご連絡.....	7
2.2. 事業概要、参加規約等のご確認.....	7
2.3. 入会申込書の提出.....	7
2.4. JaLC 運営委員会による審査.....	7
2.5. 正会員参加登録依頼書・サイト ID DOI prefix 申請書の提出.....	7
3. オンライン資料収集制度について.....	8

■はじめに■

～国際標準の識別子 DOI を通じて、学術情報流通の輪に入ろう！～

学術研究を活性化させるために、学術コンテンツに「いつでも、誰でも、どこでも」、インターネット上で自由にアクセスできることが求められています。また、国内で行われた学術研究の国内および国際的な評価を高めるためには、成果論文へ容易にアクセスしてもらえるようにしておくことが重要です。

学術論文や書籍などの学術コンテンツの分野では、個々のコンテンツに国際的な識別子である“DOI”（Digital Object Identifier）という番号をつけ、コンテンツの所在情報とともに管理し、永続的なアクセスを可能にするということが広く行われています。例えば、世界最大の DOI 登録機関である Crossref では全世界 1 億報以上の学術論文に DOI を登録しており、DOI を利用した引用・被引用リンクが実現されています。この現状において、国内でも日本語で書かれた学術コンテンツへの永続的なアクセスと利便性の向上が、情報発信力向上の点からも望まれていました。

このような中、ジャパンリンクセンター（以下、「JaLC」という。）は、DOI 登録機関（Registration Agency ; RA）として、日本発の学術コンテンツ情報を収集し、普及、利用を促進する目的で設立されました。

この小冊子は、JaLC への参加をお考えの皆様に JaLC に参加するために必要な手続きをご紹介しますものです。JaLC をより良くご理解いただき、ぜひ貴機関の学術コンテンツの流通促進や、サービスの向上にお役立てください。

ジャパンリンクセンター運営委員会

1. JaLC へご参加いただくための要件等

ここでは、JaLC へご参加の際に遵守いただきたいポイントを簡潔に列挙いたします。なお、JaLC へご参加いただくための要件は、「ジャパンリンクセンター運営規則」ならびに、「ジャパンリンクセンター参加規約」に定められています。

1.1. 会員制度について

JaLC では利用者の多様なニーズに対応するため、JaLC に入会してサービスを利用する「正会員」と、正会員を通じて JaLC サービスを利用する「準会員」の二つの利用形態を設けています（参加規約第 1 条、第 11 条）。また、正会員は「一般会員」と「検索会員」の二つの正会員区分を設けております（参加規約第 3 条 2 項）。

1.1.1 正会員

正会員のうち「一般会員」は、コンテンツの書誌情報等を JaLC に登録し、DOI 登録を行うことができます。そして、書誌情報や DOI を使用して JaLC に登録されている全てのデータに対して検索を行い利用することができます。

一方「検索会員」は、JaLC にコンテンツの書誌情報等の登録は行なえませんが、JaLC に登録されているデータに対して検索を行うことができます。

表 1-1. JaLC 正会員の会員種別

正会員区分	コンテンツの書誌情報、DOI、URL を JaLC に登録する	JaLC に対して検索を行う
一般会員	○	○
検索会員	×	○

なお、正会員になるには以下の要件をすべて満たしている必要があります（参加規約第 3 条 1 項）。

- ・ 日本国内の法人又は団体（※）であること
- ・ JaLC の目的及び事業を理解し賛同すること
- ・ 原則として、次のいずれかに該当すること
 - ①コンテンツを発行又は提供していること
 - ②コンテンツに関する何らかの電子サービスを行っていること

（※）法人又は団体としての参加が困難な場合には、内部組織であってもコンテンツの永続性に対して責任を取れる規模以上でお申し込みください。

（例）大学：学部、センター、図書館以上の規模の組織

企業：事業部、研究所以上の規模の組織

1.1.2 準会員

「準会員」とは、正会員である一般会員を通じてコンテンツの書誌情報等を JaLC に登録した機関のうち、以下の要件のいずれかに該当する機関のことです。正会員と共に JaLC を支えるメンバーとして「準会員」と呼びます。

- ① 自機関で JaLC に登録したデジタルコンテンツを管理している機関
- ② 独自のプレフィックスを持つ機関

準会員になると、正会員を通してコンテンツに JaLC DOI 等を登録できるようになります。現在、JaLC 準会員の取り纏めを行っているのは以下の機関です。各会員が取りまとめている準会員は下記に掲載している「Japan Link Center 会員一覧」からご確認いただけます。

https://japanlinkcenter.org/top/about/about_members.html

【JaLC 準会員の取り纏め機関（2022 年 4 月時点）】

- 国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）
- 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所（NII）
- NPO 医学中央雑誌刊行会
- 三美印刷株式会社
- 株式会社国際文献社
- 国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）
- TRC-ADEAC 株式会社
- 一般社団法人海外日本人研究者ネットワーク

1.2. 会費

JaLC では 4 月から翌年 3 月までの年会費制を導入しております。年会費は参加規約第 5 条 1 項および別表に定められております。

表 1-2 会員区分と会費の関係

会員区分	コンテンツの累計登録件数	会費	
		(正会員が非営利である場合)	(正会員が営利である場合)
A	100,000 件～	30 万円	36 万円
B	30,000～99,999 件	20 万円	24 万円
C	10,000～29,999 件	10 万円	12 万円
D	3,000～9,999 件	5 万円	6 万円
E	0～2,999 件	2 万円	2.4 万円

一般会員には、A～E の 5 段階の会員区分を設けており、年度開始時点のコンテンツ累計登録件数をもとに当該年度時点での会員区分が定まります。ただし、JaLC では、Crossref・DataCite の DOI 登録の仲介も行いますが、その場合は、JaLC の年会費とは別に、その実績に応じた実費をお支払いただきます（参加規約第 16 条、第 17 条）。詳しくは[こちら](#)をご参照ください。

なお、年会費は JaLC 正会員に対してのみ発生いたします。準会員については、取り纏め機関の規定によりますので、取り纏め機関にお問い合わせください。

1.3. 会員の一般的義務

正会員には次のように、DOI やコンテンツの維持・管理を担っていただきます（参加規約第 7 条 2 項）。

- ・コンテンツ公開後は、速やかに DOI を登録してください（同 1 号）。
- ・登録した URL を変更した場合は、その変更内容に従って速やかに修正してください（同 2 号）。
- ・いったん登録した DOI は理由なく削除しないでください（同 3 号）。
- ・DOI が登録されたコンテンツの URI は適正に維持し管理してください（同 4 号）。

なお、準会員については、各取り纏め機関である正会員によるそれぞれのガイドライン等があります。

1.4. 禁止事項

JaLC システムの性能低下を招くような大量利用などは行ってはいけません（参加規約第 14 条 1 項 4 号）。その他禁止事項について、参加規約第 14 条に定めています。

ご心配な点がございましたら、事務局までお問い合わせをお願いいたします。

1.5. JaLC に登録されたメタデータの取り扱いについて

ジャパンリンクセンターでは、JaLC に登載されたコンテンツへのアクセス数を拡大させ、我が国の科学技術の進展に貢献するために、保有する全てのメタデータ（タイトル、著者名、機関情報等）を公開しています（参加規約第 8 条、第 9 条）。

なお、抄録は著作権法 2 条 1 項 1 号が定める「著作物」に該当し、著作権法上の保護対象となります。そのため、JaLC に登録されたメタデータのうち、抄録について、JaLC 正会員および連携機関は、登録した正会員を通じて予め得た利用許諾に基づき利用することができるものとし、これら以外の第三者が利用する場合には、抄録を登録する正会員の利用許諾を得る必要があるものとしています（参加規約第 9 条）。

JaLC にメタデータとして抄録を登録する際は、JaLC 正会員および連携機関に態様を問わず無償で自由に利用されることを前提として、あらかじめ必要な権利処理を行ってください。また、JaLC 正会員及び連携機関以外の第三者による抄録利用への許諾については、「抄録ライセンスフラグ」を設定することで明示できます。

メタデータの公開については、参加規約の他、下記にて公開されている「メタデータのオープン化に関する FAQ」および「【解説】 JaLC におけるメタデータの取り扱いと抄録ライセンスフラグについて」をご覧ください。

https://japanlinkcenter.org/top/about/about_metadata.html

「JaLC について」 - 「メタデータ取り扱いについて」

1.6. JaLC メタデータの利用について

正会員は、JaLC が提供する各種情報提供サービスを用いて、JaLC が保有するメタデータを取得・利用することができます。

JaLC の情報提供サービスを利用する際は、「正会員・連携機関向けデータ提供サービス利用規約」に同意する必要があります。

※JaLC の情報提供サービスについては下記をご確認ください。

https://japanlinkcenter.org/top/service/service_data.html

「サービス」 - 「情報検索・提供サービス」

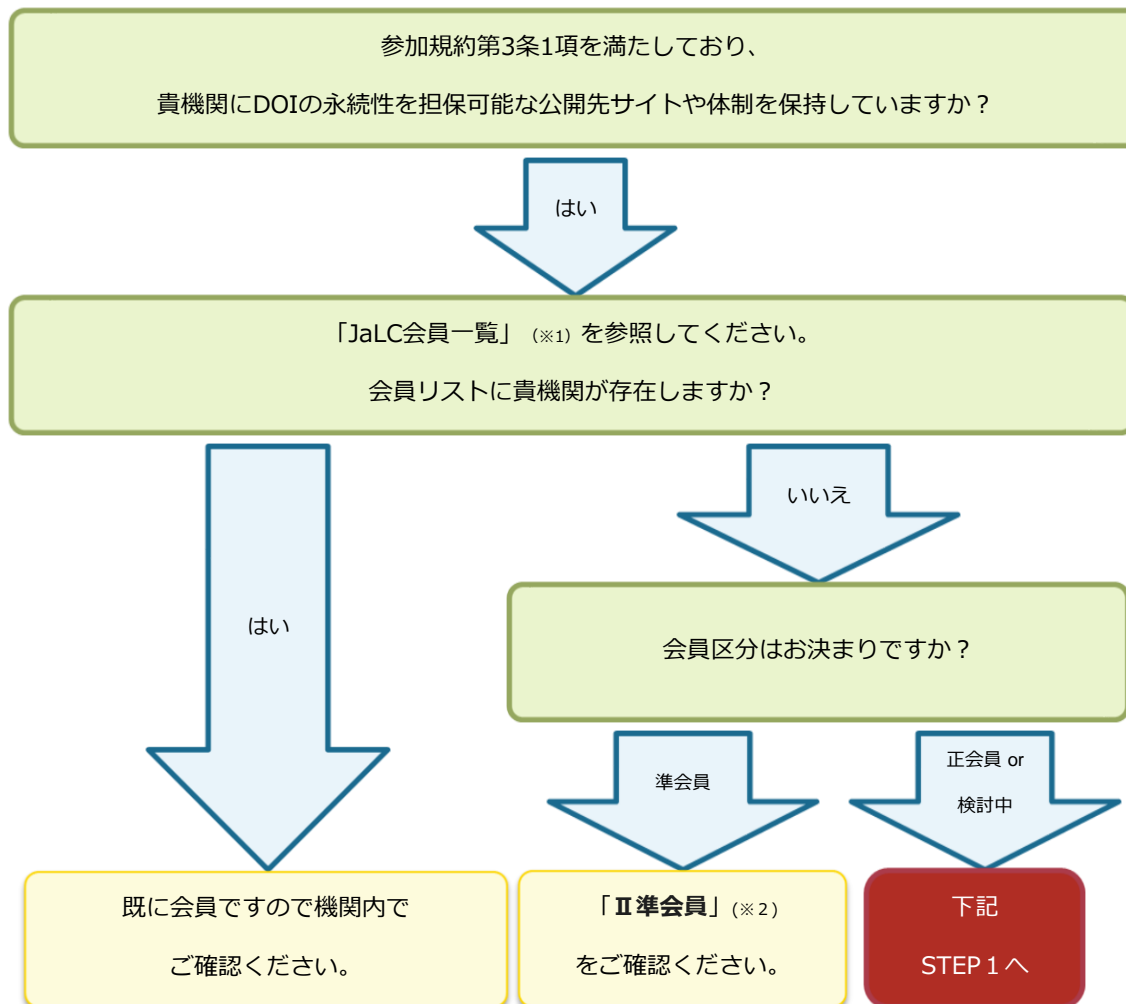
※「正会員・連携機関向けデータ提供サービス利用規約」については下記を後確認ください。

https://japanlinkcenter.org/top/about/about_policy.html

「JaLC について」 - 「規約・ポリシー」 - 「データ提供サービス利用規約」

2. JaLC 入会手続き（正会員）

手続きを始める前に、下記のフローを確認ください。本章では、正会員を希望する場合の手続きについて説明します。



JaLC のホームページから下記をご確認ください。

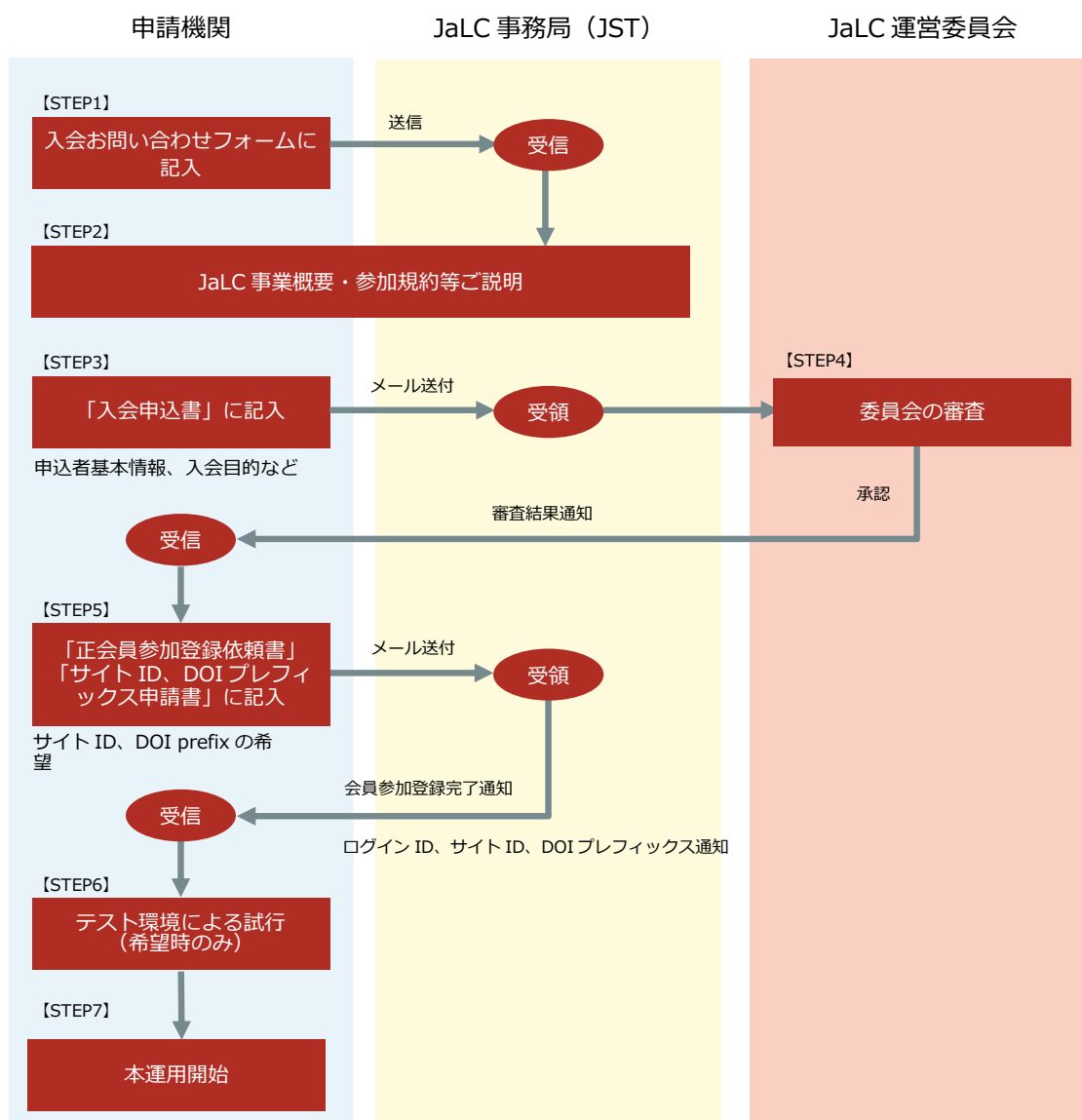
(※1)「JaLC について」-「会員・連携機関」-「JaLC 会員一覧」

(https://japanlinkcenter.org/top/about/about_members.html)

(※2)「入会のご案内」-「会員種別・年会費」-「会員種別」

(https://japanlinkcenter.org/top/admission/member_type.html)

「1. JaLC へご参加いただくための要件等」でご紹介いたしました要件等を具備する場合は、JaLC への入会手続きをしていただけます。入会手続きにはおよそ1~2ヶ月かかります。手続きの流れは以下のフロー図のようになります。



ここでは、JaLC への入会手続きについて、順を追ってご説明いたします。

【注意！】

ここでご紹介するのは、「正会員」の入会手続きです。

「準会員」の手続きは、「取り纏め機関」の定めるところによります。

ご不明な点は、JaLC 事務局までお問い合わせください。

2.1. 参加ご希望のご連絡

JaLC への入会をご検討される場合は、

ジャパンリンクセンター入会お問い合わせフォーム よりお申込ください。

https://form.jst.go.jp/enquetes/jalc_nyuukai

JaLC 事務局担当者よりご連絡を差し上げます。

2.2. 事業概要、参加規約等のご確認

ご参加いただくにあたり、JaLC の概要、また、ご利用の際に守っていただくべきこと等を理解していただく必要がございます。そのため JaLC 事務局では JaLC や DOI についてご説明並びにみなさまのご要望を理解する趣旨で、入会説明会へのご参加をお願いしております（Zoom ミーティング による Web 会議も対応可能です）。

2.3. 入会申込書の提出

入会説明会へご参加いただいた後、「ジャパンリンクセンター入会申込書」をメールにてご提出いただきます。

様式は、JaLC Web サイト (<https://japanlinkcenter.org/>) 「入会のご案内」－「各種申請書」にて公開されておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

2.4. JaLC 運営委員会による審査

「ジャパンリンクセンター入会申込書」を送付いただきましたら、ジャパンリンクセンター運営委員会による入会審査を行います。

入会申込書が事務局に到着してから、2～3 週間後にメールにて審査結果を通知いたします。

2.5. 正会員参加登録依頼書・サイト ID DOI prefix 申請書の提出

審査の結果、入会が承認されましたら、「正会員参加登録依頼書」と、「サイト ID, DOI prefix 申請書」をメールでご提出いただきます。

様式は、JaLC Web サイト (<https://japanlinkcenter.org/>) 「入会のご案内」－「各種申請書」にて公開されておりますので、ダウンロードの上ご利用ください。

3. オンライン資料収集制度について

国立国会図書館（NDL）は私人がインターネット等で出版（公開）した電子書籍・電子雑誌を「オンライン資料収集制度」にて収集しています。表2のうち無償かつ DRM（技術的制限手段）のないものが対象です。この制度に基づき収集されたオンライン資料について JaLC においても活用を図るため、これらの資料に JaLC DOI が登録されている場合、NDL による保存先の URL もリダイレクト先に追加することを原則とします。

そのため、オンライン資料に対して JaLC DOI を登録する際に登録する URL が NDL による保存先の URL に優先して表示されるように、マルチプルレゾリューション優先順位を「最高（1位）」としてください。

また、NDL の送信システムを用いる際にオンライン資料のメタデータに JaLC に登録した DOI も含めて送信してください。登録については『データ登録手順』を参照してください。

なお、登録する DOI が Crossref および DataCite 由来の場合にはこの処理は行われず、マルチプルレゾリューションとはなりませんのでご注意ください。

NDL によるマルチプルレゾリューションを希望しない場合、「正会員参加登録依頼書」の所定の欄にて、その旨の表明をお願いいたします。

表 2. オンライン資料の具体例

年報、年鑑、要覧、機関誌、広報誌、紀要、論文集、雑誌論文、調査・研究報告書、学会誌、ニューズレター、学会要旨集、事業報告書、技報、CSR 報告書、社史、統計書、その他、図書や逐次刊行物に相当するもの

「オンライン資料収集制度（e デポ）」の詳細については国立国会図書館 Web サイト¹⁾をご参照ください。

¹⁾ <https://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/online/index.html>

<「ジャパンリンクセンター各種ドキュメント」シリーズのご紹介>

本資料の他にも、ジャパンリンクセンターでは、各種ドキュメントをご用意しております。ジャパンリンクセンターWebサイト (<https://japanlinkcenter.org/>) で公開しておりますので、是非ご参照ください。

- ジャパンリンクセンターとは何か～その成り立ちと基本方針～
https://doi.org/10.11502/jalc_policy
- ジャパンリンクセンターのご紹介
- ジャパンリンクセンター入会の手引き
- **FAQ (Frequently Asked Questions : よくある質問とその回答)**
- ジャパンリンクセンター運営規則
- ジャパンリンクセンター参加規約